

身体拘束に関する考え方と対応方法

平成 12 年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて高齢者をベッドや車椅子に縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、「サービスの提供にあたっては、入所者の『生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き』身体拘束を行ってはならない」とされています。

身体拘束は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性があります。また、拘束されている高齢者を見る家族にも混乱や苦悩、後悔を与えることとなります。高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれていることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

●身体拘束の具体例

- 1.徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 2.転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 3.自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 4.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 5.点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 6.車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- 7.立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- 8.脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 9.他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 10.行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 11.自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

●緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められていますが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

※「緊急やむを得ない場合」の対応とは、日々のケアの工夫のみでは十分に対処できないような、「一時的に発生する突発事態」のみに限定されます。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続きに沿って慎重な判断を行うことが求められます。

・・・・・・・・裏面に続く・・・・・・・・

(1) 要件について (三つの要件をすべて満たすことが必要)

①切迫性

- ※利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ※「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度か否か確認する。

②非代替性

- ※身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ※「非代替性」の判断を行う場合には、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを確認する。又、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

③一時性

- ※身体拘束その他の行動制限が一時的なものである
- ※「一時性」の判断を行う場合、本人の状態像等に応じて必要とされる最短時間に止める。

(2) 手続き上の留意点について

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当職員単独では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定める。施設内に「身体拘束廃止委員会」という組織体制を整え、ルールや手続きを定めて活動にあたる。
- ②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行う。仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、その都度必ず個別に説明を行う。
- ③緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

(3) 身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。その記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに、逐次その記録も加えていく。これら一連の記録は、施設内に保存し、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。

記録書類：身体拘束に関する説明書・経過観察記録（出典：「身体拘束ゼロへの手引き」）

上記について、説明を受けました。

平成 年 月 日

氏名 _____